

工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について

(平成28年10月1日以降の発注案件から取り扱いが変更になります。)

現在、工事に係る委託業務における最低制限価格については、国とあわせて算定式を採用していますが、このたび国において見直しが行われたことに伴い、本市におきましても、工事に係る委託業務の最低制限価格の取扱いを下記のとおりとします。

なお、平成28年9月30日以前の発注案件については、改正前の算定方法で計算します。

【改正前】	設定範囲	【改正後】	設定範囲
測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額の40% ①から③の合計額×1.08 土木関係コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額の90% ④ 一般管理費の額の30% ①から④の合計額×1.08	10分の6 から 10分の8	測量業務 ① 直接測量費の額 ② 測量調査費の額 ③ 諸経費の額の45% ①から③の合計額×1.08 土木関係コンサルタント業務 ① 直接人件費の額 ② 直接経費の額 ③ その他原価の額の90% ④ 一般管理費の額の45% ①から④の合計額×1.08	10分の6 から 10分の8
地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額の90% ③ 解析等調査業務費の額の75% ④ 諸経費の額の40% ①から④の合計額×1.08	3分の2 から 10分の8.5	地質調査業務 ① 直接調査費の額 ② 間接調査費の額の90% ③ 解析等調査業務費の額の80% ④ 諸経費の額の45% ①から④の合計額×1.08	3分の2 から 10分の8.5

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
 松山市総務部契約課 (工事担当)
 電話 089-948-6453・6454
 F A X 089-934-1767